

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--|---|--|
| <p>▼システムリスク 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II - 3-4-1-1</p> | | |
| 1 | <p>基本的考え方において、経営改善支援対象たる企業側の IT 活用に、営業職員を始めとした金融機関側が遅れをとっており、一段厳しい指摘が必要ではないか。</p> <p>県内トップ地銀、グループ中核地銀においてすら、支店長となる昇格試験段階において初めてパワーポイントを使用した、zoom を使ったなどの状況において金融機関内の教育と言っている段階は過去の表現であり現状に適していない。</p> <p>また規模や人員に制約がある場合が多い信用金庫及び信用協同組合については、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠であるとしているが、業務補完・支援を受ける側の信用金庫及び信用協同組合、特に地方部の経営陣および職員が顧客側の IT 活用への認識が甘く、業務補完・支援ではなく自立自助努力が必要と思料する。</p> <p>地銀統廃合の中で、地域に根付いた金融機関を信用金庫及び信用協同組合と想定しているのであれば、地銀営業社員以上に IT スキルのアップへ向け血を流す努力が必要である。</p> | <p>情報通信の手段は、顧客のニーズ、金融機関の規模・特性等に応じて整備されるべきであり、具体的な手段については各金融機関において判断されるべきものと考えます。</p> |
| 2 | <p>地銀、信金信組においては、未だに顧客との連絡手段として電子メールを利用していないケースが多いと認識している。今般の改正を契機に、電子メール等の積極的な導入を期待したい。</p> | <p>情報通信の手段は、顧客のニーズ、金融機関の規模・特性等に応じて整備されるべきであり、具体的な手段については各金融機関において判断されるべきものと考えます。</p> |
| 3 | <p>「地域金融機関においても、金融機関内や顧客等との連絡手段として電子メール等の情報通信基盤の整備が不可欠になる」との指針を出されたことは素晴らしいことと思います。一方、情報通信に関する考え方に古い概念が残っている可能性が高いため、別途、以下の点に関する経営層に対する啓蒙が必要かと存じます。</p> | <p>情報通信の手段は、顧客のニーズ、金融機関の規模・特性等に応じて整備されるべきであり、具体的な手段については各金融機関において判断されるべきものと考えます。</p> |

| | | |
|---|---|-----------------------|
| | <p>1. 機密情報の定義：守るべき機密情報は何かの定義が必要です。金融機関の営業現場での現状では会社案内や商品説明、はては訪問日程の連絡までパスワードをつけてくるケースがあります。たとえ一般にはクライアント企業の機密情報だったとしても、クライアント企業が傍受されても問題ないと考えれば、パスワード等は不要との割り切りも必要です。</p> <p>2. セキュリティに関する考え方</p> <p>例えば、電子メールでパスワードを送付することは機密情報と同じ経路をたどることから、セキュリティ上において意味はないとされています。しかし、そのことを認識した場合、今度はパスワードを郵送する、または電話で伝えるという過剰な行動が誘発され、一層の利便性の悪化につながる可能性も感じます。情報のやり取りは電子メールにこだわらず、クラウド上でのやり取りなどを含めて、最新技術の中から、できるだけ利便性の高い、簡便なものを選択することを模索するべきだと思います。</p> <p>3. 情報システム部は必ずしも正しい解を持っていない</p> <p>情報システム部は旧来のシステムの保守に時間を費やしているため、現時点での最新の情報のもと、正しい解を持っているとは限りません。旧来の仕組みが新しい仕組みの促進を妨害するのはよくある組織上の課題です。より現場に近いところで、情報システムの在り方が決定されるような仕組みがあるべきと考えます。</p> | |
| 4 | <p>わが国の中小・地域金融機関においては、法人向けのインターネットバンキングサービスを高額での提供又は未提供という場合が大半と認識している。わが国の中小企業における業務効率化等を見据え、低額又は無償での提供を積極的に推進頂きたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | <p>電子メール等の情報通信基盤の整備については、各金融機関において、自らの規模・特性、利用者のニーズ等のほか、情報セキュリティリスクやサイバーセキュリティリスクを総合的に勘案して、経営判断がされるべきものとする。</p> <p>本改正は、金融機関に対して、電子メール等の情報通信基盤の整備を一律的に求めるものではないことを確認したい。</p> <p>例えば、職員一人ひとりにインターネット接続端末を貸与して電子メールアドレスを付与すること等を求めるものではないという理解でよいか。</p> | <p>情報通信の手段は、顧客のニーズ、金融機関の規模・特性等に応じて整備されるべきであり、具体的な手段については各金融機関において判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、貴見のとおり「職員一人ひとりにインターネット接続端末を貸与して電子メールアドレスを付与すること」を一律に求めるものではありません。</p> <p>また、貴見のとおり情報セキュリティリスク管理態勢及びサイバーセキュリティリスク管理態勢を整備すべきことは言うまでもありませんが、金融庁としては、適切にこれらリスクを管理しつつ、情報通信基盤を整備・利活用いただくことを想定しており、これらリスクを回避する目的で電子メール等の情報通信手段を排除することを求めているものではありません。</p> <p>むしろ、現代の情報化社会の下では、顧客のニーズに応じた情報通信手段がないことで、職員が、管理部門の許可がない端末やネットワーク回線を利用する「シャドーIT」を用いて顧客とやり取りをしまい、結果として情報漏えい等のおそれが高まることには留意が必要と考えます。</p> |
|---|---|---|

| ▼基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向） 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-5-2 | |
|---|--|
| 6 | <p>金融庁が公表している「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」における「指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を見ても、地銀の取組状況は概ね低位となっており、信金信組においても同様の状況と推察される。今回追加される2-5-2（3）（注2）といった取組や、金融庁の主導的な対応を通じて、地域金融機関における「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資」の積極的な推進を期待したい。</p> <p>今回の改正は、金融仲介機能の発揮に関して、組織・地域を超えて他の金融機関職員等との間で知見・ノウハウを共有することも、営業職員の能力向上等の一つの方策になりうることを規定するものです。</p> <p>今後も、ご指摘の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」による見える化をはじめとする施策等を通じて、地域金融機関による金融仲介機能の発揮に向けた取組みを推進してまいります。</p> |